



**Tax**

**BEPS 防止措置実施条約の署名**

平成 29 年 6 月 7 日、日本は、「税源浸食及び利益移転を防止するための租税条約関連措置を実施するための多数国間条約」（以下「本条約」といいます。）に署名しました。本条約は、人為的な所得移転による課税逃れの問題に対処すべく OECD/G20 が主導するプロジェクト（BEPS プロジェクト）の一環であり、BEPS プロジェクトにおいて提言された租税条約に関する措置を、従来の二国間条約の枠組みを超え、多数国間で実現することを目的としたものです。日本を含め本条約に署名した国・地域の数は 68 に上りますが、米国は含まれていません。

本条約の各締約国は、原則として①既存の租税条約のいずれを本条約の適用対象とするか（現在のところ、日本は 35 カ国・地域との租税条約を適用対象としています。）、②本条約に規定される措置のいずれを上記①で選択された既存の租税条約に適用するか、を選択することができます。そして、本条約の規定が適用されて既存の租税条約の規定が置き換わるのは、当該既存の租税条約の双方の締約国が、上記①②の点を一致して選択した場合に限られます。

したがって、本条約の適用により、既存の租税条約がどのように変容するかについては、各締約国の選択状況

によりますが、日本が現時点で適用を留保していない本条約上の措置としては、例えば以下のものがあります。

- ・ 3 条：課税上存在しない団体の取扱い（いずれかの締約国において課税上存在しないとして扱われる団体が取得する所得は、一の締約国の課税上当該締約国の居住者の所得として取り扱われる限りにおいて、当該締約国の居住者の所得とみなされる）
- ・ 7 条：条約の濫用の防止（租税条約の特典を受けることが取引の主たる目的の一つであったと判断される場合、原則として当該特典は与えられない）
- ・ 12 条・13 条：恒久的施設の地位の人為的な回避（一方の締約国内において企業に代わって行動する者で契約締結権限を有しない者でも、契約締結に主要な役割を果たすなど一定の場合には当該企業の恒久的施設とみなすなど）

本条約は、署名した国・地域のうち 5 番目の国・地域が批准書、受諾書又は承認書を寄託した後所定の期間が満了した後に効力を生じます。本条約は、BEPS プロジェクトにおいて提言された租税条約に関する措置を多数国間で同時かつ効率的に実現するものです。対象国が絡む取引に従事する企業は、本条約の影響を考慮した上で、必要に応じて取引形態の変更を含む対応を検討することが重要となってきます。

**Antitrust**

「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」の改正 平成 29 年 6 月 16 日、「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」が改正されました。本件改正は、制定後約 25 年間の我が国における流通・取引慣行の実態の変化を踏まえ、分かりやすく汎用性のある、事業者等にとって利便性の高いガイドラインを目指した改正です。主な改正点としては、①事業者による取引先事業者に対する垂直的制限行為という、より一般的な整理の下でのガイドライン全体の構成変更、②違法性判断に関する分析プロセスの明確化、③オンライン取引に関する垂直的制限行為について違法性判断基準の明確化、④審判決例や相談事例の積極的活用による違法性判断基準の明確化といった点が挙げられます。

**Life-Science**

次世代医療基盤整備法の成立 平成 29 年 4 月 28 日、「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律」（次世代医療基盤整備法）が成立し、同年 5 月 12 日に公布されました。同法は、匿名加工された医療情報の安心・適正な利活用を通じて、健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出を促進することを目的とし、医療情報の匿名化を適正かつ確実に行うことができる事業者を認定匿名加工医療情報作成事業者（認定事業者）として認定する仕組みを設けました。また、医療機関等においては、あらかじめ本人に通知し、本人が提供を拒否しない場合、認定事業者に対し、医療情報を提供できることが可能となりました。同法は、公布日から 1 年以内に施行されます。

**General**

改正土壤汚染対策法の成立 平成 29 年 5 月 12 日、「土壤汚染対策法の一部を改正する法律」が成立し、同年 5 月 19 日に公布されました。今回の改正は、主に、①現在土壤汚染状況調査が猶予されている土地（工場が操業中等）について一定の場合に当該土地所有者等に対して調査を要求し、②汚染の除去等の措置については是正を求める機会が現在ないことから、計画提出命令や変更命令を創設し、また、③健康被害のおそれがない土地の形質変更について届出義務を緩和する等、リスクに応じて規制を合理化することを内容とするものです。同法は、一部の規定を除き、公布の日から 2 年以内の政令で定める日から施行されます。

**General**

住宅宿泊事業法の成立 平成 29 年 6 月 9 日、「住宅宿泊事業法」が成立し、同月 16 日に公布されました。同法は、近時のいわゆる民泊サービスの普及にもかかわらず、その法的位置付けが不明瞭であったことを背景に、住宅宿泊事業（民泊サービス）を行う者に届出制を、その仲介事業を行う者に登録制を導入することなどを目的とするものです。既存業者に加え、今後これらの事業に新規参入することを計画する会社においても、同法の内容に留意する必要があります。同法は、公布日から 1 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されます。